

東幕張土地区画整理事業



まちづくり

No. 19  
千葉市

千葉市都市局都市部

東幕張土地区画整理事務所

〒262-0032 千葉市花見川区幕張町 4 丁目 4 6 番地 1

TEL : 043 - 276 - 0456 FAX : 043 - 276 - 1977

メールアドレス:higashimakuhari.URU@city.chiba.lg.jp

平成23年度の主な計画



工事等

- ・道路築造工事 延長 約 230m
- ・雨水管整備工事 延長 約 210m
- ・污水管整備工事 延長 約 350m
- ・その他  
整地工事 等



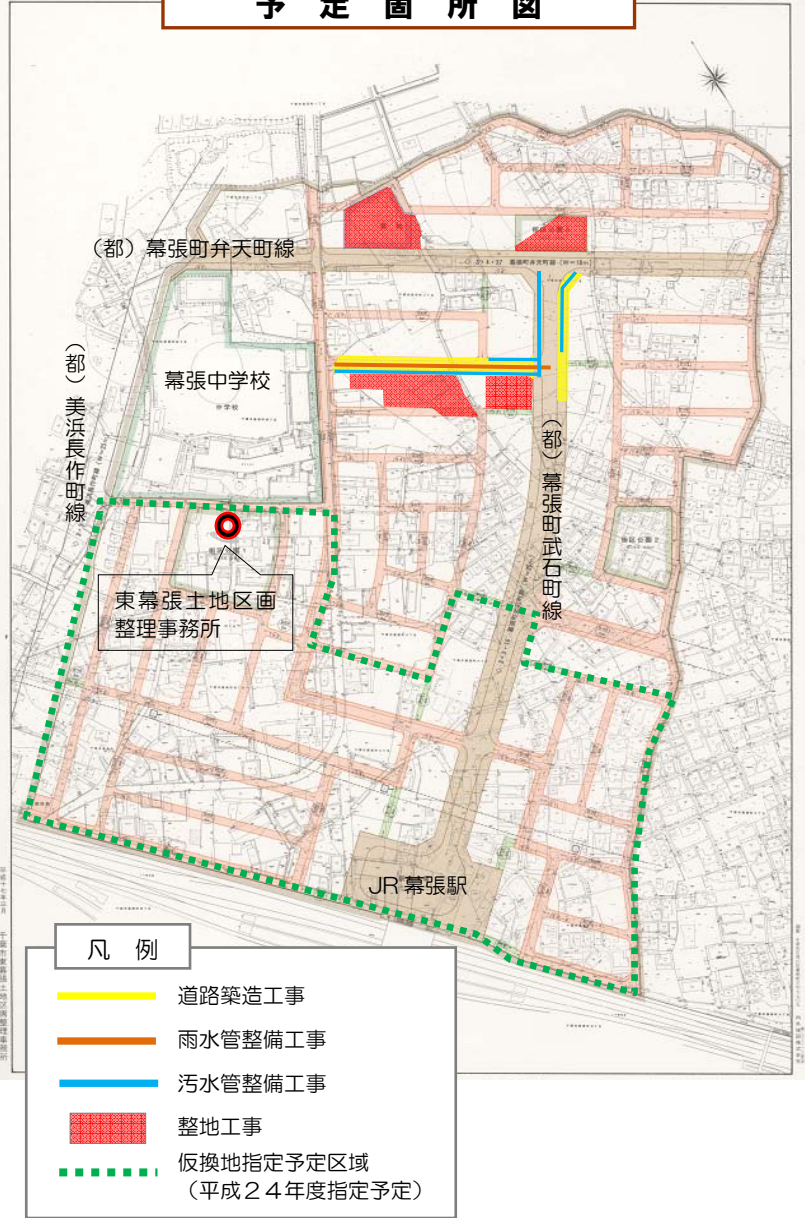
建物移転・その他

- ・建物移転補償 5 戸
- ・墓地移転補償 1 1 基  
(墓地移転は全て完了)
- ・その他  
用途地域の変更について  
土地区画整理審議会 等



千葉市  
CHIBA CITY

予定箇所図



《前年度 (H22年度) の整備状況》

○工事等

区画道路築造工事 : 延長 159m

污水管整備工事 : 延長 65m

整地工事 他

○建物移転・その他

建物移転補償 : 4 戸

墓地移転補償 : 2 1 基



未来に羽ばたけ!

東幕張の街づくり

### 《東幕張土地区画整理事業は今》

平成23年3月11日に発生しました東日本大震災では、千葉市も美浜区を中心に液状化による大きな被害を受けました。当地区内においても、屋根瓦が落下した家屋が数件ありましたが、家屋の倒壊はありませんでした。

東日本大震災から4ヶ月近くが経過し、災害復旧活動も本格化してきたところですが、「安全・安心で防災に強いまちづくり」の実現に向け、より一層の事業推進を図っていきたくと考えておりますので、皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

### 《審議会について》

土地区画整理審議会の役割は、施行者の諮問機関として設置しなければならないこととなっております。審議会は、仮換地指定、換地計画の作成等、法に定めるところにより、意見を述べ若しくは同意する権限を有しております。平成23年3月28日開催の第16回東幕張土地区画整理審議会において、「仮換地の指定について」と「仮換地指定の軽微な変更について」を諮問及び報告をさせていただき、原案のとおり「異議なし」で答申をいただきました。

### 《用途地域の変更について》

土地区画整理事業施行地区内の用途地域については、事業の施行に合わせ、将来の市街化予想図(事業計画書の参考図)をもとに用途地域の変更を行います。

当地区につきましては、平成13年度及び平成14年度に用途地域に関する説明会及び勉強会を開催し、仮換地指定を順次してきましたが、残りの区域の仮換地指定を平成24年度に予定しております。これにより、全域の仮換地指定が完了するため、この仮換地指定と時期を合わせ、仮換地での建替えに不都合(支障)が生じないように用途地域の変更手続きを進める予定です。

また、下記のとおり説明会を開催しますので皆様のご出席方よろしく申し上げます。

- 1 説明会開催日時…第1回 8月28日(日) 午後2:00から4:00まで  
第2回 8月29日(月) 午後2:00から4:00まで
- 2 会場……………千葉市 東幕張土地区画整理事務所 会議室



図-1 現在の用途地域

凡 例	
	商業地域 (容積率400% 建ぺい率80%)
	近隣商業地域 (容積率200% 建ぺい率80%)
	第2種住居地域 (容積率200% 建ぺい率60%)
	第1種住居地域 (容積率200% 建ぺい率60%)

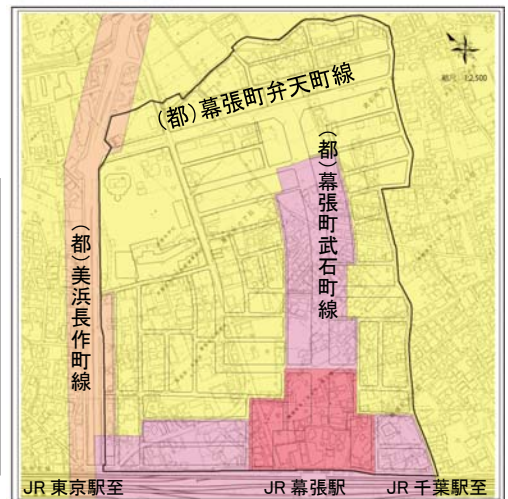


図-2 変更後の用途地域(案)

**建築の制限・土地の分筆・権利の申告・仮換地証明発行等に関することは東幕張土地区画整理事務所まで問い合わせください。**

この事業に関するご質問等は、東幕張土地区画整理事務所(下記)まで、ご連絡下さい。

TEL 043-276-0456

FAX 043-276-1977

メールアドレス higashimakuhari.URU@city.chiba.lg.jp